

特別養護老人ホーム整備・社会福祉法人設立について

1. 特別養護老人ホームについて

- (1) 常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設
- (2) 設置主体は原則として市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人
- (3) 社会福祉法人が設立する場合は、都道府県知事の認可が必要

2. 社会福祉法人について

- (1) 社会福祉法人（社会福祉法第 22 条）
社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人
- (2) 社会福祉事業（社会福祉法第 2 条）
 - ・ 第 1 種社会福祉事業（抜粋）
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームを経営する事業
 - ・ 第 2 種社会福祉事業（抜粋）
老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護支援センターを経営する事業

3. 社会福祉法人の認可要件

社会福祉法人の設立を認可するためには、国の通知で示される「社会福祉法人審査基準」や「社会福祉法人審査要領」などの基準を満たす必要がある。